【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成27年1月30日

【会社名】 東日本ハウス株式会社

【英訳名】 HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田 和幸

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市長田町 2番20号

(注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は

下記「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル

【電話番号】 (03)5215 9905

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務統轄本部長 名取 弘文

【縦覧に供する場所】 東日本ハウス株式会社 埼玉支店

(埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9)

東日本ハウス株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地8)

東日本ハウス株式会社 名古屋支店

(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)

東日本ハウス株式会社 姫路支店

(兵庫県姫路市飾摩区野田町71番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年1月29日開催の当社第46期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年1月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金13円 総額596,335,038円

第2号議案 定款一部変更の件

- (1)事業基盤の一層の強化のため、東京証券取引所市場一部への指定替えを機に商号の変更を行う。なお、商号の変更については、附則により平成27年5月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日経過後、当該附則は定款より削除するものとする。
- (2) 将来の事業展開に備え、事業目的に「介護保険事業」を加える。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、成田和幸、沖田髙広、名取弘文、真田和典、武藤清和、中川政輝、南保隆、松田 政嗣及び柴谷晃の9氏を選任する。

第4号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

社会情勢の変化、その他諸般の事情を踏まえて、取締役の報酬額を年額400,000千円以内(うち社外取締役は年額10,000千円以内)に改定する。なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	274,831	4,929	44	(注) 1	可決	(98.22)
第2号議案 定款一部変更の件	273,872	888	5,044	(注) 2	可決	(97.88)
第3号議案 取締役9名選任の件						
成田 和幸	272,489	7,271	44	(注) 3	可決	(97.39)
沖田 髙広	278,680	1,080	44		可決	(99.60)
名取 弘文	278,624	1,136	44		可決	(99.58)
真田和典	278,681	1,079	44		可決	(99.60)
武藤 清和	278,680	1,080	44		可決	(99.60)
中川政輝	278,626	1,134	44		可決	(99.58)
南保隆	278,530	1,230	44		可決	(99.54)
松田 政嗣	278,681	1,079	44		可決	(99.60)
柴谷 晃	260,478	19,282	44		可決	(93.09)
第4号議案 取締役の報酬等の額 の改定の件	275,858	3,902	44	(注) 1	可決	(98.59)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上